

継続・継承・発展を重ねる社会科教育の実践を目指して

前田輪音

本分科会では、小・中・高・大の教師と研究会所属の人や弁護士などの参加者二三名により、一三本の報告を味わうことができた。以下、当日の報告内容・討論の様子を一部紹介し、研究課題にふれる。

一 各レポートの内容

1 地域から「平和」を考えるために、長沼ナイキ基地訴訟から授業をつくる／思案＆試案

平井敦子さん（札幌市立真駒内中学校 歴教協）

長沼ナイキ基地訴訟はこの北海道を舞台にした重要な憲法裁判だが、実践報告はというと、実は少数で、長沼町小

学生用副読本の本文にも記載がない。一方、教科書や資料集での憲法九条関係の判例は中学社会科では教科書はもとより資料集にも記載が無い。

そこで平井さんら数名は、七月に開催された研究会（道歴教協）でのフィールドワーク（現地取材）&授業づくりにて、次に示す長沼ナイキ基地訴訟の四部構成の授業を構想した。

①一年生地理——身近な地域——長沼の地形図学習：低地帯で水田地帯 ②二年生歴史 ①と関連して稻作、水害、ミサイル基地建設、ながぬま温泉 ③三年生公民——憲法：①②と関連して保安林伐採・長沼裁判・闘う人の声 ④三年生公民——国際社会：③と関連して自衛隊基地と世界軍事戦略とのつながり・平和な世界の構築
③では、ミサイル基地建設で地元の丘マオイ山の保安林伐採に遭遇した町民の立場等に立ち、様々な状況・必要（例：洪水から水田を守る）や条件の変化（例：設置に賛成すれば補助金交付・水田用水無料）を提示し、その都度判断する場を設け、当時の町民の思いや行政のねらいを考えさせていく。

地域教材を既存の単元に組みこむ工夫や、憲法教材の宝庫としての北海道の地域性を生かす必要性を再認識した。

2 今年の稲は豊作か？

山川功さん（釧路市立阿寒小学校）

一〇月には霜がふる道東では現在稻作はみられないが、昭和四〇年代まで阿寒は釧路管内で唯一の稻作地帯だった。阿寒町郷土資料館の約半分の展示物が稻作関係であることも納得がいく。しかし厳しい気候なので収穫は三年に一回と言っていた。そのような阿寒の稻作を子どもたちに考えさせるべく、三年生の総合的な学習の時間で、実践はなされた。

稻はJAから毎年送られてくるバケツ稻セットを追加注文し学校の水田（3^m）に植える。稻の芽出し、苗作り、田おこし、しろかき、田植え、除草、水の管理、稻刈り、脱穀と進めた。

子どもたちは意欲的に取り組み、道東での稻作の苦労や農民の実り・豊作への願いを実体験することができた。田植えで水田に脚を入れる瞬間の子どもの驚き・喜びの表情は、その意義を何よりも物語っている。これらを経ることにより、子どもたちは次の四年生で郷土資料館見学の際に昔の農機具がたくさんあることと結び付く。学校の教育課程での位置付けの課題もみえてきた。

討論では、稻作についての道具、や方法が聞かれた。道東で明治時代に稻作から蕎麦づくりへ移行したことと関連して教育課程に位置づけられるのではとの意見も出された。本報告は前年度の報告の続編とも言えるとのこと、継続した実践報告は、その蓄積と発展がみて一層有意義である。

3 「韓国併合」一〇〇年とNHK「坂の上の雲」

—日本・韓国、両国民の友好・平和を願つて—
児玉健次さん（歴教協）

一〇一〇年は「韓国併合」一〇〇年目であり、児玉さんはお詫びの気持ちもこめて韓国の方と話をしてきた。その結果をはじめ、レジュメは四部構成で、「一、韓国訪問で感じたこと」「二、NHKドラマ『坂の上の雲』は、何を描きたがそつとしているのか」「三、『日韓併合』一〇〇年、そして『大逆事件』一〇〇年」「四、『事実に対する共通の認識』『心からの謝罪・つぐない』そこから、両国民の和解・平和への道が開けるのではないか」とタイトルがつけられている。

これらのうち「二」では、「坂の上の雲」の作者司馬本人が、「視覚的なものに翻訳されたくない作品」だ、「うかつに翻訳されると、ミリタリズムを鼓舞しているように誤

解されたりする恐れがあ」と述べている。にもかかわらずNHKはテレビドラマ化し、現在二年にわたって放映している。「韓国併合」百年にわたることに、児玉さんは強い疑問を感じ、「四」で歴史の事実を正確に伝える必要性とその任務は教育にこそあることを再確認した。

討論では、事実認識の重要性があらためて確認された。

日本（系統地理）、第三部「日本の諸地域（地誌）」である。干渴、エコツーリズム、夕張、米軍再編と住民、活性化する商店街、ＩＣＴ、……と、日本の諸地域の様々な問題などが豊富に配置されている。

授業づくりでの活用報告が、今後期待される。

5 一時間で行う学校周辺の地域巡検

木谷弥彦さん（俱知安高等学校）

木谷さんは、単元「学校所在地を調べる」（二宮書店『詳解地理B』三年生）にて自ら調べて集めた次の地図を利用した。・明治四三年修正測図・役場の位置変遷図・昭和六年当時の俱知安町地図・平成二二年の電子地形図

これらから、生徒は学校のすぐ前に胆振線が通っていた（現在は離れている）ことなどに興味をひかれていた。そこで、次の地理の時間で、生徒が注目した旧国鉄胆振線跡（昭和六一年に廃止）、金毘羅寺、水準点を対象に、初の巡検を実施した。

現地では、胆振線跡の踏切が学校からわずか三〇mのところにあつたことを発見し、国土地理院の現在の地形図をたどつて草に隠れていた水準点を探しあてた。「身近なところに色々あつてすごく勉強になつた。楽しかった」など

高橋さんは地理として伝えねばならない事実があるはずであり、その一つの提案として、『授業のための日本地理』が紹介された。資料はその目次と第一部「日本地理の教育」「一、日本地理カリキュラムを創造する」の全文コピーである。構成は、第一部　日本地理の教育、第二部　現代の

の感想は、地図と実際をつなぎあわせる発見の楽しさを伝えている。

巡査のための時間確保は学校の教育課程編成と関連する。そのためのアドバイスや、鉄道を起点に自分の学校でも巡査してみたい、という感想が多数出された。

6 社長になる方法（資本主義の基本）

吉谷淳さん（白糠高等学校）

プリント「社長になる方法」は、一九八九年に小樽水産高校教員による本分科会での報告から脈々とうけつがれて今日に至っている。

現在八枚構成のプリントは、リンダとジョニーが主人公の絵本の場面を使って資本主義経済の基本が学べる構成になっている。「その1・2」で資本主義経済の基本的な仕組みを説明し、「その3」でまとめと売り上げからの利潤の計算、「その4」で利潤追求の方法について考え、「その5」で資本家が労働者より搾取する仕組み（マルクスの理論紹介）、「その6」で団体交渉権・団体行動権を扱う。

七枚目からは二人の主人公は消え、日本国憲法における労働者の権利の規定や労働基準法、最低賃金法と高卒用求人票が、最後の八枚目は労働基準法での労働時間・時間外

労働の規制・変形労働時間制などが解説され、相談窓口となる労働基準局・労働基準監督署が紹介（電話番号）されている。

三年生対象に実践すると、労働基準局等の連絡先を自ら携帯にさつそく記録したり、自分の就職（候補）先の求人票と比較検討するなど、実践時期によつて意義は一層大きくなる。

この実践の歴史は二〇年近くにわたり、その継承・発展が凝縮された報告だった。

7 「ロシアと日本を結ぶ教材作り」

日本とロシアの子どもが学ぶ少數先住民族学習
見田和子さん（釧路市立昭和小学校）

旧ソ連時代に訪れたハバロフスクでの交流から、見田さんは、自分が住む道東と風土がよく似た所に住む人々と「ごく自然に分かりあえる教育課題があるのでは」と感じ、先住民族学習が日露の子どもを結ぶ有効な共通教材となると考えた。

そこで、ウラジオストクと釧路の自然条件などにおける類似性やアイヌとナーナイの文様の文献検討、ウラジオストクにおける授業プランの作成・実践・検証、既存のアイヌ民族学習の授業プランの改善・実践・検証、学習指導要領・

教科書・郷土読本の分析、などを行つた。

特に、ウラジオストクでの二時間の実践では、ウラジオストクと釧路の地理的類似性、両者の博物館にアイヌ衣が展示されていること、アイヌの衣装とナーナイの衣装から文様を考える、「サンタン交流」を資料・地図を用いて知らせる色紙をつかっての文様づくり、などでしめられている。子どもの感想からは、「二つの文様の類似性への気付きや、「広がる海のように見田さんから学んだ」と、深い感謝の念が示された。

海を越え二つの地域の交流の発展が期待される。

8 社会科の授業での視聴覚機器の活用

佐々木征司さん（枝幸町立枝幸中学校）

一方的な講義形式が多い日常だが、現実味があり身近で親しみやすい教材が重要だと佐々木さんは考えていた。そこで、教材「殺才才力ミ事件模擬裁判」（米国弁護士会作成）を使つて、中学三年生を対象に「裁判と人権」殺才才力ミ裁判」と題したはじめての模擬裁判を実践した。

この教材は、子豚が才力ミから身を守るために殺してしまい被告人となるところから始まる。殺人か正当防衛か過剰防衛かをめぐつて争われ、弁護人、検察、母才才力ミの

証言などが盛り込まれている。スライドを使つた解説を中心進め、最後に生徒が判決をワークシートに記入する。

ワークシートは、「自分の考えを表すことが苦手な生徒でも、頑張つて書いて」いた。一方で、設定時間の問題もあり、「意見交流の時間」を確保する課題もみえてきた。

討論では、弁護士の支援があると良いが地域的に難しい、でもまずはやってみることが大切だ。意見交流の時間確保は学校の教育課程のなかで調整すればよい、との意見が出された。

9 センター試験・憲法やつてますか

米家直子さん（池田高等学校）

「政治・経済」のセンター試験の出題傾向を知るべく、米家さんは、「日本国憲法」「市場経済のしくみと歴史」「労働問題と社会保障制度」「国際経済体制」の特徴を整理した。その結果、三割は「日本国憲法」が占めているが、憲法の内容に踏み込んだ問題はほとんどなく、「条文を正確に理解しているか」に焦点があつてられている。そのなかで「表現の自由」と「自衛隊関係」については、裁判や事件にからませた出題がみられた。さらに、これらをふまえた「基本的な対応」や「学習方法の提案」がなされた。

一方、五択からの選択形式では、嘘の文章を何度も読み正解を選ぶことになる、生徒に良くないので、とも考えた。参加者からは、選択肢に提示された間違った文章を正しい文章に書き直させる方法が提案された。

10 意見を育てる授業と考査の取組

角谷悦章さん（帯広绿陽高等学校）

「生徒の主体的な興味を育てそれぞれの見識や教養を深めるために、意見の表明や説明を求める手法は重要」だと考え、試験問題に記述・論述問題を入れることにした。事前に設問を提示し、自分で調べ・考えてきたうえで答案に書く、さらには、採点基準も明記する、というシステムをとる。

たとえば設問「核兵器の廃絶と『抑止力』論についてあなたの考え方を述べてください」には、「採点基準 論理的な矛盾がないか、抑止力について正しくとらえられているか」「両方にふれていること、抑止力について正しくとらえられていること、考えが具体的にまとめられていること、考えてほしい、ちゃんとしてなど不可」と記載される。

関連して、グループ討議や教科書の輪読などにも取り組んでいる。が、「評価・考查・他の教科担当教員との連携な

どで困難を感じることもある」。

討論では、この取組に対する絶賛の声があがり、次回は生徒の記述があると検証できる、などの意見が出された。

11 高校生と学ぶ「現代社会」の取り組み

川原茂雄（札幌琴似工業高等学校）

工業高校の生徒に必要な「学力」は「学ぶ力」であると川原さんは考えている。そこで、教科書で教えることに加え、札幌弁護士会や職場の権利教育研究会などとのコラボ授業、現代社会の様々な問題・課題についての調査研究〔課題探究学習〕（テーマ決め、レポート作成、発表、生徒どうしの評価）などに取り組んでいる。

そのうち、課題探究学習は、「生徒が自分のテーマをみつける」「自分自身で学びはじめる」ことに重点をおくことになり、教師として生徒の「学びをつくること」に専心する。なかでもテーマの設定・選定理由・調査方法・調査目的などを考えさせ、何度か面談しながら絞り込んでいくところはまさに学ぶ力が育成される。

参加者からは生徒のレポート内容の質問や、外部講師とのコラボ方法についていくつか意見・感想がだされた。

12

社会に目をひらく公民の授業 1 現代国際政治の課題を考える—核兵器廃絶をテーマに 2 今經濟がおもしろい

山本政俊さん（有朋高等学校）

長年、公民の意欲的な実践を蓄積してきた山本さんは、現在の勤務校に転勤後、様々な問題を抱える生徒が自分の授業に反応しない現実を前に、自らの実践を省察した。それまでも意識していた「当事者性」の重視に、再度素材や提示の仕方を検討し臨んだところ、徐々に生徒の反応が表に出始めた。

甲子園で優勝した「興南」から、沖縄の普天間基地の米軍ヘリ墜落事件を紹介し、HY（沖縄出身のバンド）の「時をこえ」の歌詞を紹介した。また、森住卓『シリーズ 核汚染の地球 楽園に降つた死の灰』の一部や、栗原貞子の「ヒロシマというとき」「うましめんかな」を読み聞かせた。『被爆者 六〇年目の言葉』（ボプラ社）では被爆者の片岡津代さんが、顔にケロイドを負い「社会からかくれるよう暮らしてきた」が、一九八一年の広島訪問のローマ法王の言葉に励まされた文面を紹介する。

このように、当事者の言葉を読み解いていくなかで、高校生のが動き始め、時に涙をぬぐう姿や、授業終了後も感想を書き続ける姿がみられた。

討論では、プリントの切り口の良さや、問題を抱える子どもを前にした課題を共有する発言があつた。

札幌での法教育への取り組み—法教育研究協議会を中心

綱森史泰さん（堀江・大崎・綱森法律事務所）

前田輪音さん（北海道教育大学教職大学院）

綱森さんからは、札幌弁護士会の「市民ネットワーク委員会」の法教育の取り組みが報告された。特に、高校教員有志と「法教育研究協議会」を結成し、「ジュニアロースクール札幌」を六回にわたり開催し、授業と模擬裁判を実施している。

前田さんからは、憲法教育の在り方を考えるなかで、同会の取り組みは全国のそれと比較しても、子どもの憲法観のようなものを大切に生かしながら発展させていると述べた。あわせて、法教育と憲法教育との関連・連携の必要性を強調した。

討論では、札幌弁護士会との連絡方法の問い合わせや、教師向けの「（ジュニア）ロースクール」も必要だとの指摘もあつた。

二 実践の継承・発展・深化のために

本年度の本分科会開催当初に設定した課題のうち、次の2点について、各実践及び討論から得たことを整理する。

1 全体構造の模索—教育課程編成の在り方と して

新しい試みや意義ある実践には時間の確保や（既存）単元での位置づけ（ないしは関連づけ）があつてこそ、無理なくその後の継承発展につながる。個人の持ち時間の調整のみではなく、学校の教育課程のなかで時間・単元を確保する方法もあるだろう。木谷報告の地域巡検・佐々木報告の模擬裁判などがそれにあたる。

また、社会科はその誕生以来、「過去・現在・未来をつなぐ地理・歴史・公民・地域の授業づくり」の使命を帯びている。必ずしも教科書に記載はないが重要な地域の社会問題を中学社会の既存の単元に組み込んだ平井報告は示唆を与える。

また、稲作を通して地域の昔と今を結ぶ山川報告、昔の地図・現在の地図・実際の地点とを結ぶ巡検を行った木谷報告、近くで遠い国が理解しあつて真に近い国になれるよう

な教育実践の提案として見田報告（日露）や児玉報告（日韓）の視点もまた、教育課程の編成に必要であろう。いつの日か、本分科会での諸実践の報告をもとに、北海道が提案する社会科・地歴・公民科の教育課程をつくりたい。

2 子ども自らの問題としてとらえることでの きる授業づくり

続けたい・やつてみたいと感じる実践には、必ず子どもが自らの問題としてとらえたであろう何らかの反応が読み取れる。それらの実践特徴は何か。

たとえば、労働問題など自らの喫緊の課題と結び付ける吉谷報告、当事者性を意識し資料と構成を練つた山本報告、事態に遭遇した者の立場や思いを想像する仕掛けを組み入れた平井報告、などから、そのエッセンスを得ることができる。

その根本的な問題は、学校教育（特に社会科）でつけさせたい力は何か、という問いに行きつく。川原報告からは「学ぶ力」、角谷報告からは意見や考えを表明する力、との提起を得たと言える。

三　来年度に向けて——本分科会の意義 の継続のために

初の巡検実践へのアドバイスや励まし、記述問題の実施を参加者皆で評価し支え発展を促す様子はすがすがしかつた。昨年度の報告の続編は実践の継続・発展を意味する。一人の実践の二十年前の本分科会での報告から始まり、それが確実に継承・発展されてきていることも目の当たりにできた。本分科会の静かだが大きな意義である。

実践の報告・検討が、参加者にとって楽しく有意義で、それが明日の社会科につながるものでありたい。そのベクトルが向かう先は実践の継続・継承・発展にある。おかしなベクトルの介入は歓迎されないし、教師を疲弊させるだけである。

子どものための社会科は、本来、教師のためでもある。本来あるべき社会科の実現を目指に、来年度もこの分科会がその一助となることを目指したい。

(北海道教育大学 教職大学院)